

「五所川原市空家等対策計画」(案)についての意見募集結果について

市が実施しました「五所川原市空家等対策計画」(案)の策定にあたっての意見募集に対し、貴重なご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

令和8年5月25日(月)から令和8年6月23日(火)まで

2 募集方法

市のホームページ(<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>)に案の概要等を掲載したほか、市防災管理課、市役所・各総合支所行政スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所(法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先)の明記を条件としました。

3 提出された意見

1人の方から延べ4件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
1件	0件	1件	0件	2件	4件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

提出された意見	市の考え方
冬期間は積雪により現地の確認や危険度の判断が難しくなるケースもあるため、秋期の段階で「雪害のリスクが高い老朽空き家」を重点的に確認するような、降雪前の「予防的パトロール」を計画に位置づけていただきたい。	豪雪による倒壊等、周辺住民へのリスクが高い老朽空き家(特定空き家等)を対象とした冬期間前の定期調査について記載します。 雪国において冬期間の特定空き家等の倒壊や落雪は周辺住民の安全を脅かす重大なリスクであり、いただいたご意見は、今後の取組への貴重なご意見とさせていただきます。 (文書修正等)

所有者へ送付する管理依頼の案内には、具体的な項目として「冬季の雪下ろしや屋根雪の管理」を明記し、注意を促していただきたい。 また、新たに導入が検討されている「空家等適正管理補助金（仮）」については、町内会（自治会）が危険回避のためにやむを得ず代行する「緊急的な雪下ろしや除排雪費用」も補助の対象に含める方向で、検討してほしい。	管理依頼文書では、空家等の状況に応じ、冬季の雪下ろしや屋根雪の管理など具体的な対応を明記し、適切な管理を促しております。 なお、「空家等適正管理補助金（仮）」については、今後の取組への貴重なご意見とさせていただきます。 （その他）
近隣住民にとっては「隣の空き家から雪庇が落ちてきそうで危険」といった、リアルタイムの脅威への迅速な対応が切実な願いであり、冬期間にこのような緊急の相談が寄せられた際、所有者への迅速な連絡だけでなく、連絡がつかない場合を想定した「市による一時的な危険回避措置（カラーコーンの設置や周辺住民への注意喚起など）」の対応ルール（フロー）を体制内に組み込んでいただきたい。	落雪や雪庇（せっぴ）に限らず、緊急時の住民の安全確保について、今後必要に応じて取組を検討します。 空家等の管理は、第一義的には所有者等の責務であることを前提に、所有者等に対する啓発や適正管理の促進に取り組んでいますが、緊急時に所有者等が迅速に対応できない場合の安全確保は重要な課題であり、いただいたご意見は、今後の取組への貴重なご意見とさせていただきます。 （実施段階検討）
実施体制として、内容に応じて担当課が分かれています。が、「空き家の相談をしたいが、内容によってあちこちの課に回される（たらい回し）」というリスクがある。「将来的にはプロジェクトチームや専門課の整備を検討する」とあるが、窓口の一元化（ワンストップ化）は検討段階で終わらせず、計画の初期段階で早期に確立すべきではないかと考えられる。	窓口の一元化（ワンストップ化）については、本庁（防災管理課）および各支所に空家等全般の総合相談窓口を設置し、相談内容に応じて関係する部署と連携・協力して対応していますが、今後必要に応じてより住民が相談しやすい体制を検討します。 将来的には、庁内のみならず司法書士等の専門機関とも連携するなど、官民一体となって空家等の問題に対応できる相談体制を検討します。 いただいたご意見は、今後の取組への貴重なご意見とさせていただきます。 （その他）